

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御 中

←厚生労働省老健局 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」の正誤について

計3枚（本紙を除く）

Vol.1284

令和6年7月2日

厚 生 労 働 省 老 健 局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3971、3979、3938)

FAX : 03-3595-4010

老発 0702 第 8 号

令和 6 年 7 月 2 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

(公 印 省 略)

「介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」の正誤について

令和 6 年 3 月 15 日付けで通知した「介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」（令和 6 年 3 月 15 日老発 0315 第 1 号）を別紙のとおり修正することとするので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

「介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」（令和 6 年 3 月 15 日老健局長通知）の訂正について

No.	該当箇所	訂正前	訂正後
1	p. 11 3 行目	⑤「リハビリテーションマネジメント加算」については、大臣基準告示第 12 号イに該当する場合に「加算イ」と、大臣基準告示第 12 号ロに該当する場合に「加算ロ」と記載させること。	⑤「リハビリテーションマネジメント加算」については、大臣基準告示第 12 号イに該当する場合に「加算イ」と、大臣基準告示第 12 号ロに該当する場合に「加算ロ」と記載されること。 <u>なお、「加算ロ」と記載した場合には「加算イ」にも記載したことをとする。</u>
2	p. 14 25 行目	⑧「入浴介助加算」については、 <u>通所介護と同様であるため、7 ⑨を準用すること。</u>	⑧「入浴介助加算」については、 <u>大臣基準告示第 24 号の 5 イに該当する場合に「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合に「加算Ⅱ」と記載させること。また、加算Ⅰ又は加算Ⅱいずれの場合にあっても、浴室部分の状況がわかる平面図等を添付させること。</u>
3	p. 14 27 行目	⑨「リハビリテーションマネジメント加算」については、大臣基準告示第 25 号イに該当する場合に「加算イ」と、 <u>同じ</u> 号ロに該当する場合に「加算ロ」と、同号ハに該当する場合に「加算ハ」と記載させること。	⑨「リハビリテーションマネジメント加算」については、大臣基準告示第 25 号イに該当する場合に「加算イ」と、同号ロに該当する場合に「加算ロ」と、同号ハに該当する場合に「加算ハ」と記載させること。 <u>なお、「加算ロ」と記載した場合には「加算イ」にも記載したことをとし、「加算ハ」と記載した場合は「加算イ」及び「加算ロ」にも記載したことをとする。</u>

4	p. 28 25 行目	⑰ 「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ」については、大臣基準告示第 42 号の 7 イに該当する場合に「あり」と、「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ」については、同号ロに該当する場合に「あり」とそれぞれ記載させること。また、(別紙 35)「高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書」を添付させること。	⑰ 「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ」については、大臣基準告示第 42 号の 7 イに該当する場合に「あり」と、「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ」については、同号ロに該当する場合に「あり」とそれぞれ記載させること。また、(別紙 35)「高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書」を添付させること。
5	p. 32 7 行目	⑰ 「個別機能訓練加算」については、大臣基準告示第 86 号の 3 の 2 イに該当する場合に「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合に「加算Ⅱ」と、同号ハに該当する場合に「加算Ⅲ」と記載させること。	⑰ 「個別機能訓練加算」については、大臣基準告示第 86 号の 3 の 2 イに該当する場合に「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合に「加算Ⅱ」と、同号ハに該当する場合に「加算Ⅲ」と記載させること。 <u>なお、「加算Ⅲ」と記載した場合には「加算Ⅰ」「加算Ⅱ」にも記載したこととし、「加算Ⅱ」と記載した場合には「加算Ⅰ」にも記載したこととする。</u>
6	p. 35 27 行目	⑳ 「リハビリ計画書情報加算」については、大臣基準告示第 92 号の 2 イに該当する場合に「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合に「加算Ⅱ」と記載させること。	⑳ 「リハビリ計画書情報加算」については、大臣基準告示第 92 号の 2 イに該当する場合に「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合に「加算Ⅱ」と記載させること。 <u>なお、「加算Ⅰ」と記載した場合には「加算Ⅱ」にも記載したこととする。</u>